

【経緯】

- 「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症等に関する情報公表についても、当該基本方針に従って情報公表を行うよう周知。
- 「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合の情報公表の在り方について補足・周知。
- 新型コロナウイルス感染症対策分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにおいて、これまでの議論のとりまとめ（令和2年11月）を行い、**改めて、国として新型コロナウイルス感染症に則した情報公表についての考え方を示すことを検討**とされたところ。



【対応方針（案）】

- 新型コロナウイルス感染症について、これまでに明らかになった知見や対策に係る経験・蓄積を踏まえて、**「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」**を基とし、**当該感染症について特に留意すべき事項を追記**することとしてはどうか。
- 具体的には、**情報公表の主体となる自治体の在り方とそれ以外の自治体との連携（都道府県・保健所設置市・特別区）等を追記し、より具体的なケースにおける公表の在り方についてはQ&Aでお示し**することとしてはどうか。
- 併せて、個人の人権を尊重しつつ感染症対策を行うという感染症の理念にしっかり沿って公表がなされるよう、念頭に置くべきこと（下記を想定）を追記してはどうか。
 - **公表情報を悪用した個人の特定・誹謗中傷があった場合の対応の在り方**
 - **差別的言動を防止するための周知・啓発の在り方**

新型コロナウイルス感染症における情報の公表に係る基本方針について（案）

【本日も議論いただきたい事項】

⇒ 次頁以降の素案を踏まえ、

- ① クラスター分析・対策等の感染症対策を行うため、自治体が感染症法第16条の規定に基づき公表が求められる事項は何か、また
- ② 当該事項の公表によって差別・偏見等につながることにについてどう考えるか。

（例：クラスター分析を行うためには、症例間のリンクを示す必要があり、また、推定される感染場所の公開が求められる。一方、こういった情報を公開すると感染者の人間関係等が明らかになってしまうおそれがある。）

⇒ 先述のWGでは、事業者や学校等において、少なくとも、事業所や学校等の単位で感染者や濃厚接触者の性別や年代を公表すると、規模の小さいコミュニティでは容易に個人を特定しうることや、性的少数者のアウトティングにもつながり得るため、性別や年代の公表は、原則行うべきではないと考えられるとされているところ、

- ③ 特に性別や年代の公表についてどう考えるか。

新型コロナウイルス感染症における情報の公表に係る基本方針（素案）①

新型コロナウイルス感染症について、これまでに明らかになった知見や対策に係る経験・蓄積を踏まえて、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」を基とし、COVID-19について特に留意すべき事項を追記する。

当該感染症の基本的情報 （基本方針2（1））		病原体： 潜伏期間： 致死率： 他者への感染経路： 主な感染源： 他者に感染させ得る時期：
感染者情報 （基本方針1）		個人が特定されないように配慮する。 ・ 居住国：国籍では一時的な旅行者か居住者がわからないため。 ・ 基礎疾患：基礎疾患との関係性が判明していないため ・ 職業：感染源との接触機会が多い等の場合（例：医療従事者）には、公表を検討する。 ・ 居住している市区町村：市区町村が公表する場合は国も併せて公表する可能性がある。
感染源との接触歴等 （基本方針2（2））		感染源を明らかにし（感染推定地域および感染源との接触の有無を発信）、国民にリスクを認知してもらう。 ・ 同行者：状況把握ができていないため公表しない。
医療機関への受診・入院後の状況 （基本方針1）		・ 医療機関名：原則として入院後は、基本的に他者への感染がないため、公表する必要はない。ただし、医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合には、公表を行う場合もある。

補足・留意事項

他者に感染させ得る時期等や公衆衛生上の対策状況による事項

感染者の行動歴 （国外）	他者に感染させる可能性がある時期以降の旅程（基本方針2（3）） ■ 訪問国、滞在日数 ■ 日本入国（帰国）日、発着地	・ 訪問理由 ・ 同行者の有無
感染者の行動歴 （国外・国内）	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合】（基本方針2（3）①） ■ 公共交通機関に関する情報：飛行機（便名）、船舶（船名）。 ■ 公衆衛生上実施している対策（例：飛行機の乗客〇人について健康監視実施中） 【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合】（基本方針2（3）②） ■ 公共交通機関に関する情報 ・ 飛行機（便名・座席位置）、船舶（船名、部屋）。 ・ 電車（駅、路線、時刻）、バス（駅、路線、時刻） ■ その他不特定多数と接する場所（例：スーパー名） ■ 他者に感染させる行動・接触の有無 （例：おう吐等はなく、他者が体液に暴露される機会はなく、他者への感染のリスクはい。） ■ 感染者の感染予防対策の有無 ■ 公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ（例：〇〇電車に乗車していた人で、発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に問い合わせてください。）	他者に感染させ得る時期以前の旅程・行動歴 （基本方針2（3）） 他者に感染させ得る時期以降の渡航旅程は公表する。 ・ 飛行機（座席位置）：発症していたが、検疫に申し出なかった等により、追跡調査が必要になった場合は公表する。

新型コロナウイルス感染症における情報の公表に係る基本方針（素案）②

【追加項目（イメージ）】

- ・ **情報公表の主体となる自治体の在り方とそれ以外の自治体との連携（都道府県・保健所設置市・特別区）**
⇒ 感染症法第16条の規定に基づき主体は原則都道府県、保健所設置市、特別区となる。情報公表に当たっては相互に連携するとともに、それ以外の自治体における感染状況等にも配慮しつつ公表を行うこと。
- ・ **公表情報を悪用した個人の特定・誹謗中傷があった場合の対応の在り方**
⇒ ネットによるものについては、削除要求が可能であること。特に悪質な事例については告発の検討も視野に入れること。
- ・ **差別的言動を防止するための周知・啓発の在り方**
⇒ 国、自治体、NPO、企業等で既に行われている事例を参考として提供。

【より具体的なケースについて考え方を整理：Q&A集（イメージ）】

- 1 感染症法第16条の規定に基づき情報公表を行う主体に市町村は含まれますか。
- 2 感染者数などの情報公表はどのタイミングで行えば良いでしょうか。
- 3 死亡後に感染が判明した場合、どのように公表を行えば良いでしょうか。
- 4 感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、どのような内容を公表することが考えられますか。
- 5 地域住民や報道機関等から要求があった場合に、基礎疾患の有無や感染者と濃厚接触らの人物関係図を公表することは差し支えないですか。
- 6 感染者の国籍を公表することは差し支えないですか。
- 7 クラスターが発生した場合の公表はどうすれば良いでしょうか？
- 8 地域名や行動歴を公表した場合、感染者本人やその家族を特定され、インターネット上での非難や誹謗中傷がなされるおそれがある場合、公表を控えても大丈夫なのでしょうか。
- 9 感染者等に対する差別的な言動は、「違法行為」に該当する可能性があることをどのように周知していったら良いでしょうか。
- 10 感染者本人やその家族、感染が発生した施設等に実際にインターネット等で誹謗中傷があった場合、どのような対応をとるべきでしょうか。

【参考】 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論のとりまとめ（抜粋）

偏見・差別等の防止に向け、関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言 (1) 感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこと

⑤新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理

厚生労働省から都道府県等に向けて参考資料として示された基本方針は、2019年12月にエボラ出血熱を想定して作成されたものであることから、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた個人情報の取扱いを必ずしも想定していない。このため、政府は、クラスター分析を多く行う新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う情報の公表について、あらためて国として新型コロナウイルス感染症に則した考え方を示すことを検討していただきたい。その際には、公表するのはまん延防止に資する情報に限った上で、個人情報保護とまん延防止に資する情報公表の要請についてバランスを取ることを基本とすべきと考える。

なお、事業所や学校等において、従業員や学生等に感染者が発生し、消費者や近隣住民等に対する説明責任を果たす等の観点から関連情報の公表が行われることがあるが、この場合には、個人情報の保護の要請の一方で、「包み隠さず話す」要請も強くなりがちであり、どのような情報をどこまで公表すべきかが問題となり得る。この点については、今後も事例の蓄積と検討が必要と考えられる。

少なくとも、事業所や学校等の単位で感染者や濃厚接触者の性別や年代を公表すると、規模の小さいコミュニティでは容易に個人を特定しうることや、性的少数者のアウティングにもつながり得るため、性別や年代の公表は、原則行うべきではないと考えられる。

※ この基本方針では、「不特定多数が感染している可能性があるクラスターの取扱い等」について、感染者に接触した可能性のある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するために、不特定多数と接する場所の名称などを公表することなどとしている。

※ なお、既に運用されている接触確認アプリのようなデジタル・ツールは、感染リスク等をユーザーにピンポイントで通知でき、きめ細かい個別の対応をとることを可能にするため、必要以上の情報公開により生じ得る偏見・差別等を抑制できる可能性がある。今後、プライバシーや個人情報保護に配慮しつつこのようなデジタル・ツールの開発・実装を進める中で、これに対応した公表基準の在り方についての検討も継続的に行われるべきである。